障害福祉サービス等報酬改定検討チーム						
第21回(R2.11.18)	資料 6					

横断的事項について (医療連携体制加算、地域区分) 論点等

横断的事項について

横断的事項に係る論点

論点1	医療連携体制加算の算定要件の明確化について・・・・・・・・・	2
論点 2	地域区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

【論点1】医療連携体制加算の算定要件の明確化について

現状・課題

医療連携体制加算には、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、

- ・ 利用者に看護を提供した場合
- · 認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合 を算定要件とする仕組みがあり、近年、各サービスにおける算定事業所数が急増している。
- 現状の報酬告示等の算定要件では、利用者の主治医やかかりつけ医以外の医師からの指示や、事業所の利用者全員に対して同じ指示を適用させる、短時間で多数の算定を行うなどの実施形態が排除されていない。これらの実施形態について、複数の自治体から適用について相談が寄せられているほか、自治体によっては独自に通知を発出するなどの対応を行っている。
 - 一方で、医療的ケア児者の短期入所の受け皿が逼迫している現状にかんがみ、常時の看護師配置が難しい福祉型短期入所でも、医療機関等との連携により医療的ケア児者を受け入れることを可能としていく必要があるが、現状の医療連携体制加算の単価では、長時間の看護師の訪問経費を賄うことが難しい。

論点

各サービスにおいて提供されている医療・看護として、医療的ケアや一般的な健康管理等が実施されているが、実施にかかる看護職員の手間の違いについてどのように考えるか。

- 看護職員の手間については、人工呼吸器管理などの高度な医療を必要とする場合もあることをどう考えるか。
- 〇 利用者個々にかかる医療・看護の必要性を一定程度客観的に担保する必要があると考えるがどうか。

検討の方向性

各サービスにおいて提供されている医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行ってはどうか。

医療機関等からの指示については、日頃から利用者を診察しているかかりつけ医や主治医、協力医療機関からの指示に基づいて医療・看護を提供することや医師からの指示は文書によって受けることを明確化してはどうか。

○ 福祉型短期入所については、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設けてはどうか。

障害福祉サービスにおける医療・看護の提供体制

		短期	入所						児童発	達支援		デイサービ ス		写児入所施 设
サービス類型	生活介護	短期入所 (福祉 型)	短期入所 (福祉型 強化)	施設入所支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行 支援、就 労継続支 援A型、B 型	共同生活 援助	重心以外	重心型	重心以外	重心型	知的障害 児 盲児又は ろうあ児	自閉症児 肢体不自 由児
人員基準上の看 護職員の配置	あり	なし	あり	なし	あり	なし	なし	なし	なし	あり	なし	あり	なし	あり
配置型の看護職員にかかる加算	常勤看護 職員等配 置加算 ()()	常勤看護 職員等配 置加算	常勤看護職員等配置加算	夜間看護 体制加算		・員算・員算(宿立み 看配) 護置) は自の のは のは のは では では では では では では では では では では では では では	_	看護職員配置加算	看護職員 配置加算 ()() ()	看護職員 加配加算 ()()	看護職員 配置加算 ()() ()	看護職員 加配加算 ()()	配置加算	看護職員 配置加算 ()
連携型の看護職員にかかる加算	-	医療連携体制加算()()()()()()	_		_		医療連携 体制加算 ()() ()()		医療連携体制加算()()())	_	医療連携体制加算()()())()()()	_	_	_

医療連携体制加算の対象サービス

対象サービス:指定基準上、看護職員(保健師、看護師又は准看護師)の配置を要しない事業所

医療連携体 加算の種類	加算単位数	要件	短期入 所 (福祉 型) (a)	重度障 害者专 包括支 (b)	自立訓 練(生 活訓 練) (c)	就労移 行支援 (d)	就労継 続A型 (e)	就労継 続B型 (f)	共同生 活援助 (g)	児童発 達支援 (重心 以外) (h)	放課後 等デイ サース (以 (i)
	a,b)600単位/日 その他)500単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(1 人)に対して看護を行った場合(4時間 以下)									
	a,b)300単位/日 その他)250単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(2~8人)に対して看護を行った場合(4時間以下)									
	500単位/日 (看護職員 1人あたり)	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に 係る指導のみを行った場合									
	100単位/日	研修を受けた <u>介護職員等</u> が喀痰吸引等 を実施した場合									
	39単位/日	日常的な健康管理や医療ニーズへの適切 な対応がとれる体制等を整備している場合									
(b)(h)(i) は	1,000単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(1人)に対して看護を行った場合(4時間超)									
(b)(h)(i) は	500単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(2~8人)に対して看護を行った場合(4時間超)									

医療連携体制加算の算定要件① <報酬告示(短期入所の場合) >

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の 算定に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省告示第523号)

イ 医療連携体制加算() 600単位

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、<u>当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、</u> <u>当該看護を受けた利用者に対し、</u>1日につき所定単位数を加算する。(略)

口 医療連携体制加算() 300単位

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、<u>当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、</u>1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。(略)

八 医療連携体制加算() 500単位

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、<u>当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰</u> か〈たん吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。(略)

二 医療連携体制加算() 100単位

4 ニについては、喀痰かくたん吸引等が必要な者に対して、<u>認定特定行為業務従事者が、喀痰かくたん吸引等を行った場合</u>に、1日につき所定単位数を加算する。(略)

木 医療連携体制加算() 39単位

5 ホについては、<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期</u> <u>入所等を行った場合</u>に、1日につき所定単位数を加算する。(略)

へ 医療連携体制加算() 1,000単位

6 へについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、<u>当該看護職員が利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し</u>、1日につき所定単位数を加算する。(略)

ト 医療連携体制加算() 500単位

- 7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、<u>当該看護職員が2以上の利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し</u>、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 (略)
- 8 へ及びトについては、イ又は口を算定している場合には、算定しない。

医療連携体制加算の算定要件

<留意事項通知>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する 費用の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発1031001最終改正平31年障発0327第30)

ロ 医療連携体制加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算()、()及び()については、<u>医療機関等との連携により、看護職員を</u> <u>(指定短期入所事業所等)に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者</u> <u>に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</u>
- ア (指定短期入所事業所等)は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。
- イ (指定短期入所事業所等)は、当該障害者に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。
- ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。
- エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知)を参照のこと。)
- (二) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算()については、3の(8)(共同生活援助サービス費)の の医療連携体制加算()の規定を準用する。

医療連携体制加算の算定要件 < 医療連携体制加算()の施設基準、留意事項 >

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年9月29日 厚生労働省告示第523号)

ロ 医療連携体制加算()について

- ニ 介護給付費等単位数表第7の5のホの医療連携体制加算()を算定すべき同5の注5に規定する指定短期入所事業所等の施設基準
- (1) 当該指定短期入所事業所等の職員として、又は<u>病院若しくは診療所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法</u> <u>律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」と</u> いう。)との連携により、看護師を一名以上確保していること。
- (2) 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。
- (3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する 費用の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発1031001 最終改正平31年障発0327第30)

報酬告示第15の7の医療連携体制加算()については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して(指定共同生活援助事業所等)で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。

したがって、

- (一) 利用者の状態の判断や、(指定共同生活援助事業所等)の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。
- (二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該(指定共同生活援助事業所等)の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。
- (三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、
 - ・ 利用者に対する日常的な健康管理
 - ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整

等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。

なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、 急性期における医師や医療機関との連携体制、 入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。

医療連携体制加算の算定事例

■ 医療・看護の内容について

- ✓ 1枚の指示書に10名以上の児童の名前が書かれており、指示の内容は「メンタルケアお願いします」と書かれている。
- ✓ 指示書に児童の名前がなく、指示の内容は「看護(バイタルサイン測定、一般状態 観察、メンタルケア、主治医との連携)」と書かれている。この指示書を希望が あったすべての利用者に適用している。
- ✓ 面接や診察なしで医師が指示書を作成している。
- ✓ メンタルケア(メンタルヘルスにかかる問診、体温・血圧測定)を原則、毎日実施している。(8名で30分程度)

■ その他

✓ 障害福祉サービス事業所に対し、「医療連携体制加算」の取得支援を謳った営業が行われている。また、訪問看護ステーションに対しても、医療体制連携加算の契約を促したり、医療連携体制加算の契約を前提とした起業支援の営業が行われている。

自治体の対応事例

指定児童発達支援事業所等が医療連携体制加算()、()を算定する要件について (各市町村障がい者(児)支援担当課長宛通知)

医療連携体制加算()、()については、児童福祉法に基づ〈指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)に規定されているとおり、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し加算を算定することが認められている。

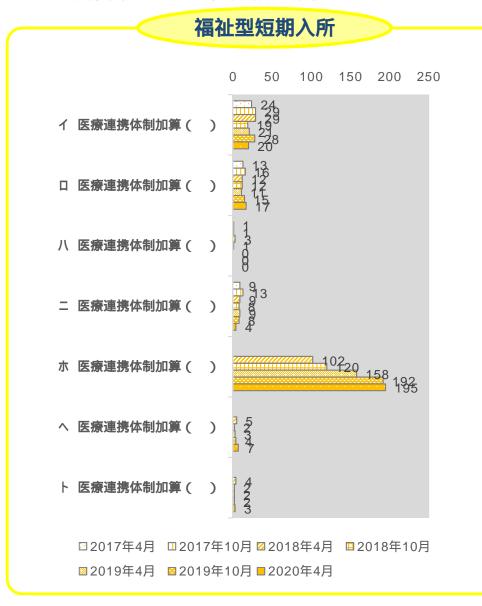
が実施している実地指導等において、バイタルチェックのみ実施したことをもって、 医療連携体制加算()、()を算定している事業所が散見されることから、告示及び留意 事項通知等と併せて下記の要件を満たした場合に算定できるものとする。

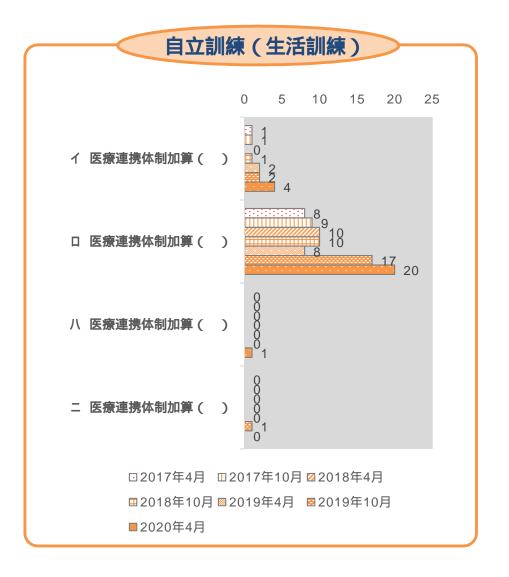
- 1. 障がい児ごとに医師の指示書を取っていること。なお、指示書の有効期限が過ぎている場合は算定不可となるため、指示書の有効期限が切れた場合には、医師に再度看護の必要性を確認すること。
- 2. 個別支援計画に医療連携体制加算による看護·医療的ケアの必要性及び実施する行為 について、指示書に基づき記載すること。
- 3. 医療機関等と文書による契約を締結すること。

【短期入所】医療連携体制加算の算定状況等

福祉型短期入所では、看護職員による日常的な健康管理を行う医療連携体制加算の算定事業所が多い。

■ 医療連携体制加算の算定事業所数の推移



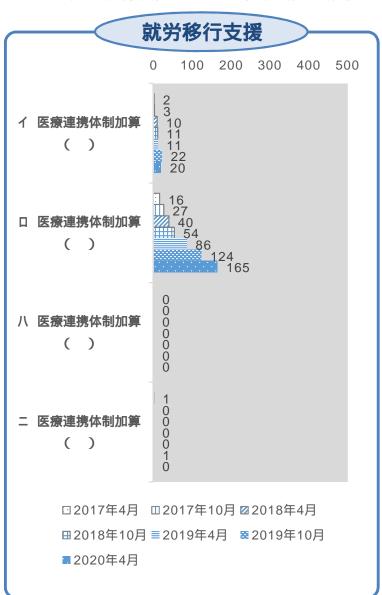


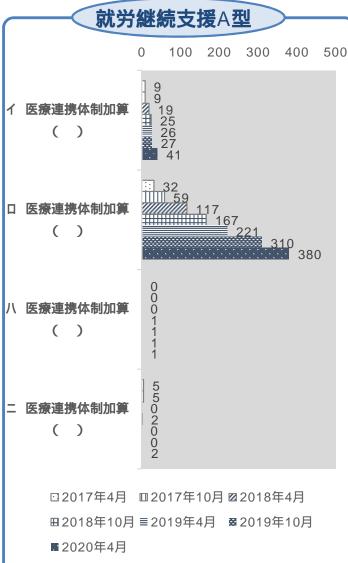
重度障害者等包括支援においては、医療連携体制加算の算定事業所なし。

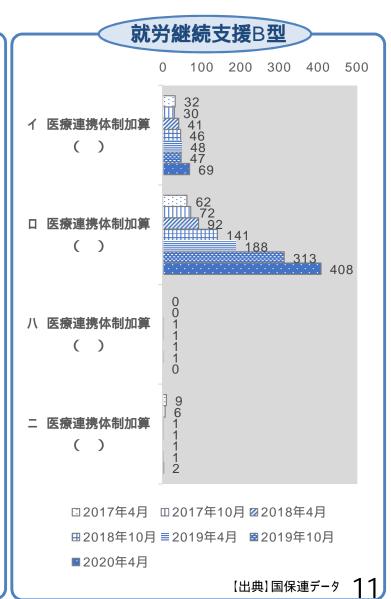
【就労支援】医療連携体制加算の算定状況

就労支援にかかるサービスでは、利用者(2~8人)に対して看護を行う(4時間以下)医療連携体制加算 の算定事業所が多い。 医療連携体制加算の算定事業所数は年々増加している。

■ 医療連携体制加算の算定事業所数の推移



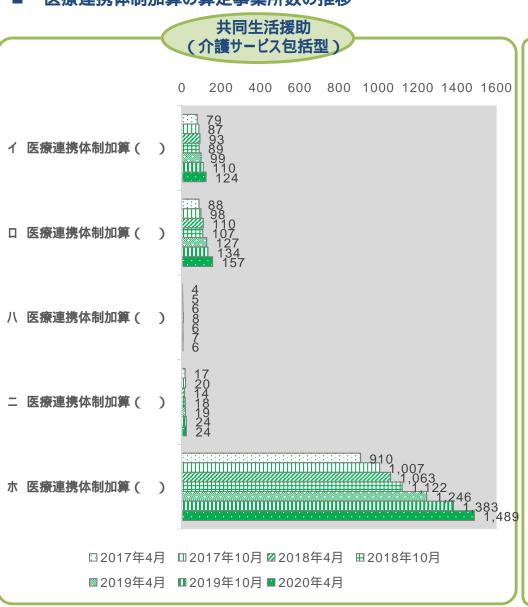


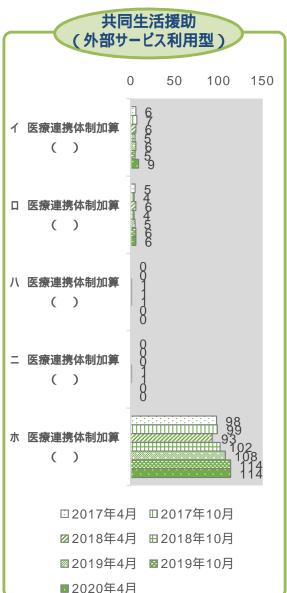


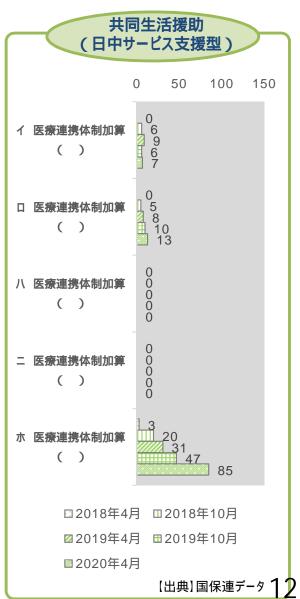
【共同生活援助】 医療連携体制加算の算定状況

共同生活援助では、看護職員による日常的な健康管理を行う医療連携体制加算の算定事業所が多く、算定事業所数は年々増加している。

■ 医療連携体制加算の算定事業所数の推移



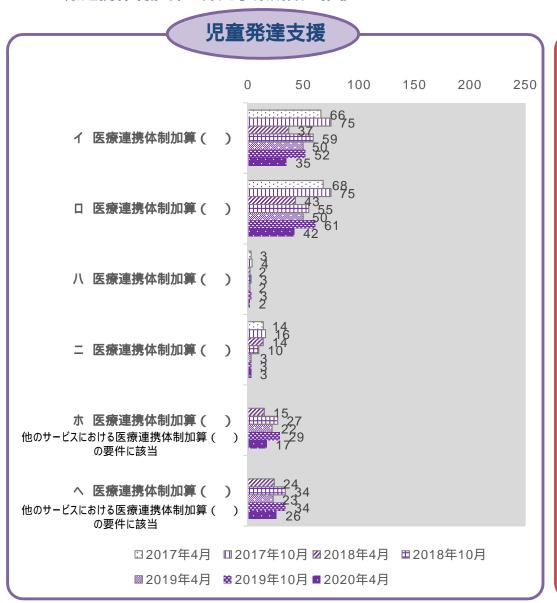


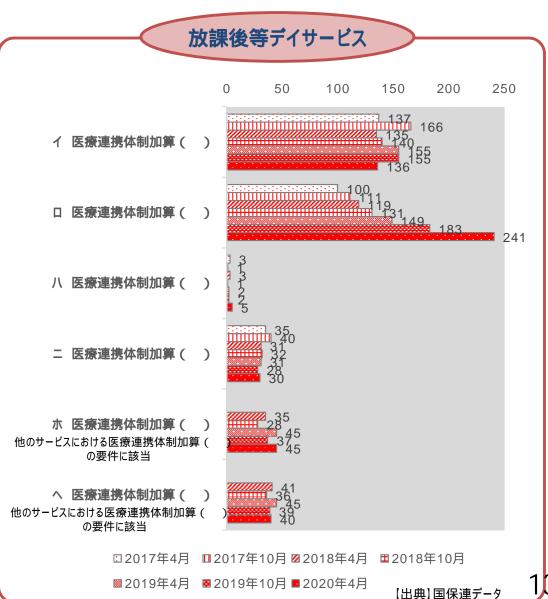


【障害児通所支援】医療連携体制加算の算定状況

放課後等ディサービスでは、利用者(1人)に対して看護を行う(4時間以下)医療連携体制加算 と利用者(2~8人)に対して看護を行う(4時間以下)医療連携体制加算 の算定事業所が多い。

■ 医療連携体制加算の算定事業所数の推移





【論点2】地域区分について

現状・課題

障害福祉サービス等報酬においては、地域ごとの人件費の差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別に1単位当たりの単価を定めている。

この地域区分は、前回の平成30年度報酬改定以降、介護報酬と同じ区分としており、原則として、国家公務員等の地域手当の区分に準拠して設定している。

また、平成30年度報酬改定では、報酬単価の大幅な変動を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和2年度末まで、見直し前の上乗せ割合と見直し後の上乗せ割合の範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けている。

介護報酬では、令和3年度報酬改定に向けて、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、 なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、以下の対応案が示されているところである(社会保障審議会介 護給付費分科会審議報告[R1.12.17])。

隣接地域全ての地域区分が、当該地域より高い又は低い地域(完全囲まれルール)【平成30年度報酬改定時にも 適用】

隣接地域の中に地域区分が高い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ありかつ地域手当の設定がない地域(0%)【新規】

隣接地域の中に地域区分が低い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ある地域【新規】のいずれかに該当する自治体を対象として、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域に設定された地域区分の中で一番低い地域区分までの範囲で引き上げる(又は引き下げる)ことを認めること

【論点2】地域区分について

論点

介護報酬における検討状況を踏まえ、どのような見直しを行うべきか。

令和2年度末までとしている経過措置について、どのように取り扱うべきか。

検討の方向性

障害福祉サービス等報酬における地域区分については、前回平成30年度報酬改定において、介護報酬の地域区分と同じ区分とする見直しを行ったことから、介護報酬における検討状況を踏まえつつ、引き続き介護報酬と同じ区分を設定することとしてはどうか。

経過措置については、介護報酬における取扱いも踏まえ、

現行において経過措置を適用する自治体に対しては、当該経過措置を継続するか又は終了するか意向を確認し、 令和3年度から令和5年度末までの間、現在の区分(経過措置を適用して設定している区分を含む)と見直し後の 区分の範囲内で自治体が選択した区分を設定できるようにするとともに、

隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には特例を認めるものとして、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げる(又は引き下げる) ことを認めること

としてはどうか。

地域区分の概要

1.基本的考え方

障害福祉サービス等報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を割増ししている。

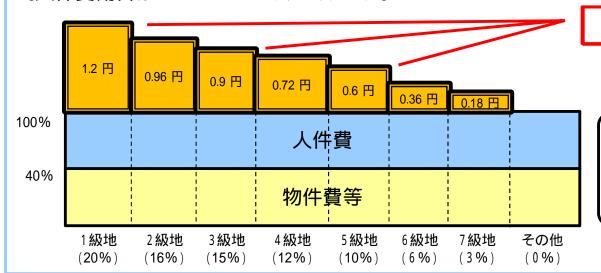
当該地域は、公務員の地域手当の区分を基本とするとともに、公務員の地域手当の設定がない地域については、隣接する地域の実情を踏まえ、平成29年度以前までは障害福祉サービス等で独自に地域区分を設定していたが、平成30年度以降は、介護報酬と同様の地域区分を設定している。 一部地域においては、令和2年度末まで経過措置あり。

2. 障害福祉サービスの費用(報酬)単価の割増し

報酬単価は1単位10円を基本として、地域別の上乗せ割合に人件費割合を乗じて割り増しされる。

地域区分の上乗せ割合は、障害者サービス、障害児サービスともに以下の8区分 1級地(20%)、2級地(16%)、3級地(15%)、4級地(12%)、5級地(10%)、6級地(6%)、7級地(3%)、その他(0%)

【人件費割合が60%のサービスのイメージ】



人件費の地域差を反映

例:特別区の場合

1単位の単価 = 10円 + (10円 × 地域別上乗せ割合 × サービス別人件費割合)

= 10円 + (10円 × 20% × 60%) 11.20円

各制度における地域区分等の比較(令和2年度現在)

障害、介護、保育、医療の各制度における地域区分等(人件費の地域差の調整)の取扱いは以下のとおり。

	障害福祉サービス等	(参考) 介護	(参考) 保育	(参考) 医療	(参考)公務員(国家公 務員又は地方公務員) 給与(地域手当)
基本的 考え方		公務員又は地方公務員)の地域手当に準拠 定がない地域については、別途ルールを設定)		国家公務員の地域手当に準拠 (地域手当の設定がない地域につ いて別途ルールを設定)	
区分の数	8区分	8区分	8区分	8区分	8区分
	障害福祉サービス等報酬に含まれる人件費相当分に右記割 合を乗じて、地域ごとかつサービスごとの一単位の単価を設定	介護報酬に含まれる人件費相当分に右記割合を乗じて、地域 ごとかつサービスごとの一単位の単価を設定	公定価格に含まれる人件費相当分に 右記割合を乗じて地域ごとの単価を設 定	診療報酬に含まれる人件費相当分を考慮し、入院基本料等に加えて地域ごとの報酬を設定(注1)	
算定例	(単価の算定例) 障害福祉サービス等報酬単位 × 一単位の単価 (東京都特別区) 生活介護の場合 ・障害福祉サービス等報酬単位 × 11.22円 (その他) ・障害福祉サービス等報酬単位 × 10.00円	(単価の算定例) 介護報酬単位 × 一単位の単価 (東京都特別区) 訪問介護の場合 ・介護報酬単位 × 11.40円 (その他) ・介護報酬単位 × 10.00円	(単価の算定例) 級地区分ごとの単価を設定 (東京都特別区) (乳児)194,730円 (その他)(乳児)167,280円 *90人定員規模(保育所)	(単価の算定例) (東京都特別区) 入院基本料等 + (18点×10円) (その他) 入院基本料等 + 0円 * 一般病棟7:1 入院基本料 (急性期一般入院基本料1) 例 1,650点(1日につき)	20%、16%、15%、12%、 10%、6%、 3%、0%
特例につい て	(平成30年度改定) [障害者サービス] ・現行の公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見 直すとともに、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護 の地域区分の考え方に合わせる。(当該見直しにあたっては、 報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を 聴取した上で、令和2年度末まで必要な経過措置を講じる。) [障害児サービス] ・障害者サービスと同様に、介護における地域区分との均衡 を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。(障害者サービスと同様の経過措置を講じる。)	(平成27年度改定) ・ 国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がない(0%)地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他(0%)」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。(複数隣接ルール) (平成30年度改定) ・ 地域手当準拠又は複数隣接ルールを適用した結果、当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。(低い地域に囲まれている場合は同様に引き下げ可能)	町村については、地域区分の設定がある市町村に複数隣接し、又は囲まれている場合には、隣接している市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分に引き上げる。 ・ 公務員の地域手当の設定がある市	上乗せ対象とする。 ・地域手当の支給対象地域(以下「対象地域」という。)に周囲を囲まれている地域 ・複数の対象地域に隣接している地域 上乗せ点数(または割合)は、周辺の対象地域の上乗せ点数(または割合)	
直近の見直 し時期	平成30年4月1日 (注2)	平成30年4月1日 (注2)	令和2年4月1日	令和2年4月1日 (注2)	平成27年4月1日 (注3)
経過措置	各自治体の意見を踏まえた設定(注4)	各自治体の意見を踏まえた設定(注5)	子ども・子育て支援新制度施行後の地域区分の適用により、従前の地域区分から割合が引き下がる市町村については、従前の地域区分を適用	-	俸給表は平成27年4 月1日に切替え 地域手当の支給割合 は段階的に引上げ

- (注1)医療保険制度は、報酬単価を割増しするのではなく、加算する仕組みである。
- (注2)報酬改定にあわせて見直しを実施
- (注3)人事院規則の規定により10年を基本に見直すこととされている。(次回見直しは令和7年4月1日予定)
- (注4)平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値から、令和2年度末までに適用される介護の地域区分の設定値の範囲内の区分で設定可能(令和2年度末までの経過措置)
- (注5)平成27年度から平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値から、地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内の区分で設定可能(令和2年度末までの経過措置)

現在の地域区分の適用地域(障害者サービス) 経過措置適用地域以外

	1							**************************************		- ^						
14 LAC ()	4 67 14	- 47 H	- 47 H			en la			皆サービスの地域区 47.11	≦分			- 677.14			W
地域区分 (上乗せ割合)	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)		級地 0 %)			級地 5%)				7級地 (3%)			その他 (0%)
地域	東京都	東京都	埼玉県	茨城県	茨城県	大阪府	宮城県	千葉県	三重県	兵庫県	北海道	千葉県	静岡県	三重県	奈良県	
	特別区	町田市	さいたま市	牛久市	水戸市	堺市	仙台市	野田市	津市	明石市	札幌市	東金市	浜松市	名張市	王寺町	
		狛江市	千葉県	千葉県	日立市	枚方市	茨城県	茂原市	四日市市	猪名川町	茨城県	君津市	三島市	いなべ市	広陵町	
		多摩市	千葉市	船橋市	守谷市	茨木市	古河市	柏市	桑名市	奈良県	結城市	富津市	富士宮市	伊賀市	河合町	
		神奈川県	東京都	浦安市	埼玉県	八尾市	利根町	流山市	鈴鹿市	奈良市	下妻市	八街市	島田市	木曽岬町	岡山県	
		横浜市川崎市	八王子市 武蔵野市	東京都立川市	志木市 新座市	松原市摂津市	栃木県 宇都宮市	我孫子市 鎌ヶ谷市	亀山市 滋賀県	大和高田市 大和郡山市	常総市 笠間市	山武市 大網白里市	富士市	東員町 菰野町	岡山市 広島県	
		大阪府									1					
		大阪市	三鷹市 府中市	昭島市 東村山市	ふじみ野市 千葉県	高石市 東大阪市	下野市 野木町	白井市 酒々井町	彦根市 守山市	生駒市 福岡県	筑西市 坂東市	長柄町 長南町	焼津市 掛川市	朝日町川越町	東広島市 廿日市市	
		7(1)2(1)	調布市	東大和市	市川市	交野市	群馬県	東京都	栗東市	春日市	稲敷市	東京都	藤枝市	滋賀県	海田町	
			小金井市	神奈川県	松戸市	兵庫県	高崎市	武蔵村山市	甲賀市	大野城市	つくばみらい市	瑞穂町	袋井市	長浜市	坂町	
			小平市	相模原市	佐倉市	尼崎市	埼玉県	奥多摩町	京都府	福津市	河内町	神奈川県	裾野市	野洲市	山口県	
			日野市	藤沢市	市原市	川西市	川越市	神奈川県	宇治市		八千代町	箱根町	函南町	湖南市	周南市	
			国分寺市	逗子市	四街道市	三田市	川口市	三浦市	亀岡市		五霞町	新潟県	清水町	東近江市	徳島県	
			国立市	厚木市	東京都	広島県	行田市	秦野市	向日市		境町	新潟市	長泉町	京都府	徳島市	
			稲城市	大阪府	東久留米市	広島市	所沢市	葉山町	長岡京市		栃木県	富山県	小山町	城陽市	香川県	
			西東京市	豊中市	あきる野市	府中町	加須市	大磯町	八幡市		栃木市	富山市	川根本町	大山崎町	高松市	
			神奈川県	池田市	日の出町	福岡県	東松山市	二宮町	京田辺市		鹿沼市	石川県	森町	久御山町	福岡県	
			鎌倉市	吹田市	神奈川県	福岡市	春日部市	清川村	木津川市		日光市	金沢市	愛知県	兵庫県	北九州市	
			愛知県	高槻市	横須賀市		狭山市	岐阜県	精華町		小山市	内灘町	豊橋市	姫路市	飯塚市	
			名古屋市	寝屋川市	平塚市		羽生市	岐阜市	大阪府		真岡市	福井県	一宮市	加古川市	筑紫野市	
			大阪府	箕面市	小田原市		鴻巣市	静岡県	岸和田市		大田原市	福井市	半田市	三木市	長崎県	1級地から 7級地以外
			守口市	兵庫県	茅ヶ崎市		上尾市	静岡市	泉大津市		さくら市	山梨県	豊川市	高砂市	長崎市	の地域
			大東市	神戸市	大和市		草加市	愛知県	貝塚市		壬生町	甲府市 長野県	蒲郡市	稲美町		
			門真市 兵庫県		伊勢原市 海老名市		越谷市 蕨市	岡崎市 春日井市	泉佐野市富田林市		群馬県前橋市	長野市	犬山市 常滑市	播磨町奈良県		
					1											
			芦屋市		座間市 綾瀬市		戸田市 入間市	津島市碧南市	河内長野市和泉市		伊勢崎市 太田市	松本市 岐阜県	江南市 小牧市	天理市 橿原市		
					寒川町		八周巾 桶川市	安城市	柏原市		太田市 渋川市	大垣市	カスロ 新城市	世界市 桜井市		
					愛川町		久喜市	西尾市	羽曳野市		玉村町	多治見市	東海市	御所市		
					愛知県		北本市	稲沢市	藤井寺市		埼玉県	おおり まおり ままり ままり	高浜市	香芝市		
					刈谷市		八潮市	知立市	泉南市		能谷市	可児市	岩倉市	葛城市		
					豊田市		富士見市	日進市	大阪狭山市		飯能市		田原市	宇陀市		
					滋賀県		三郷市	愛西市	阪南市		深谷市		清須市	山添村		
					大津市		蓮田市	北名古屋市	島本町		日高市		豊山町	平群町		
					草津市		幸手市	弥富市	豊能町		毛呂山町		大口町	三郷町		
					京都府		鶴ヶ島市	みよし市	能勢町		越生町		扶桑町	斑鳩町		
					京都市		吉川市	あま市	忠岡町		滑川町		飛島村	安堵町		
							白岡市	長久手市	熊取町		川島町		阿久比町	川西町		
							伊奈町	東郷町	田尻町		吉見町		東浦町	三宅町		
							三芳町	大治町	山甲田丁		鳩山町		幸田町	田原本町		
							宮代町	蟹江町	太子町		寄居町		設楽町	曽爾村		
							杉戸町		河南町				東栄町	明日香村		
							松伏町		千早赤阪村				豊根村	上牧町		
地域数	23	6	20	18		45		1	124				155			1273

現在の地域区分の適用地域(障害者サービス) 経過措置適用地域

						 現在の障害		域区分(経過措				
地域区分 (上乗せ割合)	3級地 (15%)	(本来の級地)	4級地 (12%) (本	来の級地)	5級地 (10%)	(本来の級地)	6級地 (6%)	(本来の級地)	7級地 (3%)	(本来の級地)	その他 (0%)	(本来の級地)
地域	埼玉県		茨城県		茨城県		茨城県		宮城県	静岡県	長野県	
	和光市	(5級地)	取手市(5級地)	土浦市	(6級地)	龍ケ崎市	(5級地)	名取市 (そ	の他) 湖西市 (その他)	塩尻市	(7級地)
	千葉県		つくば市 (5級地)	石岡市	(その他)	ひたちなか市	(7級地)	茨城県	滋賀県	福岡県	
	成田市	(4級地)	千葉県		埼玉県		那珂市	(7級地)	桜川市 (そ	の他) 高島市 (その他)	古賀市	(7級地)
	印西市	(5級地)	袖ヶ浦市(6級地)	朝霞市	(4級地)	大洗町	(7級地)	埼玉県	米原市 (その他)		
	東京都		東京都		千葉県		東海村	(その他)	-	級地) 多賀町 (その他)		
	福生市	(6級地)	青梅市	3級地)	習志野市	(4級地)	阿見町	(7級地)	嵐山町 (そ	の他) 京都府		
	清瀬市	(4級地)	兵庫県		東京都		千葉県		ときがわ町 (そ	の他) 井手町 (その他)		
				3級地)	羽村市	(6級地)	木更津市		千葉県	兵庫県		
			宝塚市(3級地)	檜原村	(7級地)	八千代市	(5級地)	田土山	の他) 小野市 (その他)		
					愛知県		静岡県		栄町 (6	級地) 加西市 (その他)		
					豊明市	(6級地)	沼津市		富山県	加東市 (その他)		
							御殿場市	(7級地)	南砺市(そ	の他)和歌山県		
							愛知県		長野県	和歌山市 (6級地)		
							瀬戸市	(7級地)	HID	の他) 橋本市 (6級地)		
							大府市	(7級地)	פוי בו נייו	の他) 紀の川市 (その他)		
							知多市	(7級地)	디디디	の他) 岩出市 (その他)		
							尾張旭市	(7級地)	H-IVHVD 1 IS	の他) かつらぎ町(その他)		
							京都府			の他)広島県		
							南丹市	(その他)	下諏訪町(そ	の他) 熊野町 (その他)		
							大阪府		岐阜県	福岡県		
							四條畷市	(3級地)	ыштір ,	の他) 太宰府市 (6級地)		
							兵庫県	, - t a til -)	دا الخا	の他) 糸島市 (6級地)		
							伊丹市	(5級地)	33 (1)	の他) 那珂川町 (6級地)		
									X//R/JH/X115	の他) 粕屋町 (6級地)		
									岐南町 (そ	の他)佐賀県		
										の他) 佐賀市 (その他)		
									坂祝町 (そ	の他)		
地域数		5	6		7	7	17			40		2

現在の地域区分の適用地域(障害児サービス) 経過措置適用地域以外

						現在の障害児サー	・ビスの地域区分						
地域区分 (上乗せ割合)	1級地	2級地(16%)	3級地(15%)	4級地(12%)	i 級地 10%)		6級地				7級地(3%)		その他 (0%)
地域区分(上乘せ割)地域	1級地 (20%) 東京都 特別区	2 (1 6 %) 東	場 千 東 神 愛 大 兵		級10 (1)	宮、茨 栃 群 埼	東 神 岐 静 愛 三 滋 京 京 京 東 神 岐 静 愛 三 滋 京 京 京 東 神 岐 静 愛 三 滋 京 京 京 東 岡 知	大	北 茨 振 り	富石福山長岐静 愛山川州梨野阜 大學的學術學的學術學的學術學的學術學的學術學的學術學的學術學的學術學的學術學的學	7(3	网 広 山 德 香 福 長山 島東 廿海坂県 周県徳県高県北飯筑県長県高県北海坂県 高県北飯筑県長県市 島市町 市 市 市 州市野 市市 市市	その他 (0%)
地域数	23	6	21	19	44		120	-1	441 First 145		137	1	1302

現在の地域区分の適用地域(障害児サービス) 経過措置適用地域

			70 to 50 to 10 11 15	W. I () (A) - I I III Y A	7.1d 1.4b.		
				スの地域区分(経過措置適用			
地域区分 (上乗せ割合)	2級地 (16%) (本来の級地)	(15%)	(12%)	5級地 (10%) (本来の級地)	6級地 (6%) (本来の級地)	(3%)	その他 (0%) (本来の級地)
地域	千葉県 袖ヶ浦市 (6級地)	埼玉県	茨城県 取手市 (5級地)	茨城県	茨城県 ひたちなか市	宮城県 (その他)	茨城県 下妻市 (7級地)
		千葉県	つくば市 (5級地)	埼玉県	栃木県	東京都	常総市 (7級地) つくばみら / 34544 、
	東京都	成田市 (4級地)	埼玉県	富士見市 (6級地)	大田原市 (7級地)	羽村市 (6級地)	1 7 (1300 (7級地)
	武蔵野市 (3級地) 国分寺市 (3級地)	習志野市 (4級地) 八千代市 (5級地)	東松山市 (6級地) 志木市 (5級地)	三芳町 (6級地) 愛知県	埼玉県 滑川町 (7級地)	日の出町 (5級地) 長野県	大洗町 (7級地) 群馬県
	清瀬市 (4級地)	東京都		西尾市 (6級地)	長野県	諏訪市 (その他)	玉村町 (7級地)
	東久留米市 (5級地)	福生市 (6級地)		豊明市 (6級地)	塩尻市 (7級地)	伊那市(その他)	埼玉県
				大阪府	静岡県(水田地)	岐阜県 (その他)	川島町 (7級地)
				羽曳野市 (6級地)	沼津市 (7級地)	美濃加茂市(その他)	千葉県
					御殿場市 (7級地)	愛知県	我孫子市 (6級地)
					愛知県 (7級地)	日進市 (6級地) 長久手市 (6級地)	鎌ヶ谷市 (6級地) 山武市 (7級地)
					瀬戸市 (7級地) (7級地)	(64乃十)	(74以+)
					豊川市 	果郷町	人網口里巾
					大府市 (7級地) 知多市 (7級地)	大阪府 豊能町 (6級地)	静岡県 島田市 (7級地)
					大阪府	兵庫県	裾野市 (7級地)
					四條畷市 (3級地)	赤穂市(その他)	函南町 (7級地)
						広島県	清水町 (7級地)
						三原市(その他)	長泉町 (7級地)
							愛知県 蒲郡市 (7級地)
							新城市 (7級地)
							岩倉市 (7級地) 大口町 (7級地)
							扶桑町 (7級地)
							兵庫県
							高砂市 (7級地) 稲美町 (7級地)
							播磨町 (7級地)
							福岡県
							古賀市 (7級地) 那珂川町 (6級地)
地域数	6	5	4	6	11	12	25

【参考】地域区分と1単位あたりの単価(障害者サービス)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護				10	円			
生活介護	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

【参考】地域区分と1単位あたりの単価(障害児サービス)

					1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
					20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
		児童発達	達支援センターの場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	児童発達支援	児童発達	達支援センター以外の	指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
障		主たる対	対象が重症心身障害児	色の場合	11.52円	11.52円 11.22円 11.14円 10.91円 10.76円 10.40						10円
害児	医療型児童発達	支援(含:	指定発達支援医療機	関)				10	円			
障害児通所支援	放課後等デイ	重症心身	身障害児以外の障害!		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	サービス	主たる対	対象が重症心身障害児	色の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円
	居宅訪問型児童	発達支援			11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	保育所等訪問支	援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		知的障 害児の	併設する施設が主たる施設の場合		11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円
		場合	当該施設が主たる旅	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		自閉症り	見の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
				併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
障害	福祉型	盲ろうあ児の場合	盲児	当該施設が主たる施設の場合又は 単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		め児の		当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
障害児入所支援		場合	ろうあ児	当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
援				併設する施設が主たる施設の場合	11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円
		肢体不同	自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
	医療型	自閉症児の場合					10	円				
	(含:指定発達 肢体不自由児の場合						10	円				
	支援医療機関) 重症心身障害児の場合							10	円			
障害児	相談支援				11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

地域区分の設定方法について(令和3年度改定)

【原則】公務員(国家・地方)の地域手当の設定に準拠

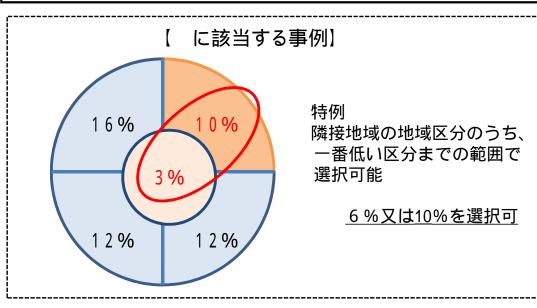
【特例】 又は の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。

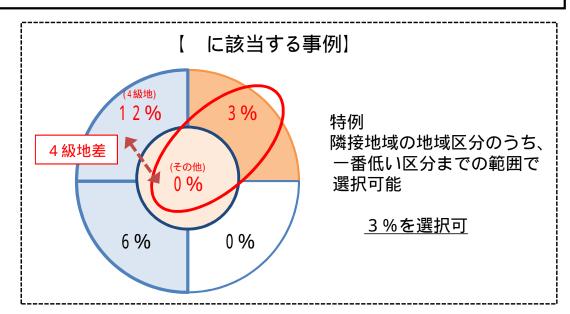
高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

<u>公務員の地域手当の設定がない(0%)地域</u>であって、当該地域よりも<u>高い地域区分の地域が</u>

<u>複数隣接</u>しており、かつ、その中に<u>4級地以上の級地差がある</u>地域が含まれている場合
引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

平成27年度に設けられた経過措置(保険者の判断により、平成27年度~29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設 定可能とするもの)は、令和 5 年度末まで延長





【級地の設定状況】(平成30年から令和2年)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ率	2 0 %	16%	15%	1 2 %	10%	6 %	3 %	0 %
自治体数	23か所	6か所	24か所	22か所	52か所	137か所	169か所	1,308か所

【参考】介護報酬における地域区分の検討状況(2)

第173回介護給付費分科会 (R1.12.12) 参考資料2 抜粋

各自治体に適用される級地の見直しの考え方(これまでの取扱い)

【原則】 公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠する。

【特例】 公平性·客観性を担保する観点から、公務員の地域手当の設定に準拠しつつ、隣接地域の状況に よって、特例として 級地の変更を認める。

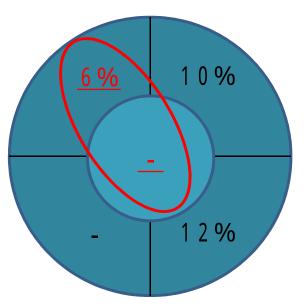
平成27年度介護報酬改定

公務員の地域手当の設定がない(0%)地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他(0%)」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。(複数隣接ルール)

平成30年度介護報酬改定

当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。(完全囲まれルール)

【上記 に該当する事例】



原則地域手当の区分に準拠

0 %

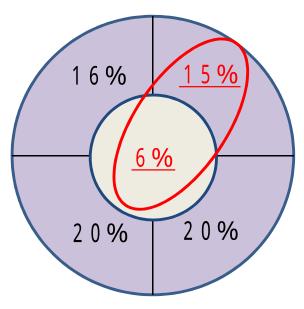
特例

複数隣接している地域区分 のうち、一番低い地域区分の 範囲内で選択可能

以下のいずれかを選択

- . 0%
- 3 %
- 6 %

【上記 に該当する事例】



原則

「地域手当の区分に準拠」 6%



<u>特例</u>

当該地域を囲んでいる地域 区分のうち、一番低い地域区 分の範囲内で選択可能

<u>の範囲内で選択り能</u> 以下のいずれかを選択

- 6 %
- · 10%
- · 12%
- 15%

介護報酬における級地の設定状況について

第173回介護給付費分科会 (R1.12.12) 参考資料2 抜粋

1. 複数隣接ルール及び完全囲まれルール等の適用状況

(自治体数)

	合計 (A+B)	最終値 適用済 (H30改定時)	経過措置適用中 (段階的に引き上げ又は引き下げ)		
			(B)=(C)+(D)	本来の級地よりも 引き上げ(C)	本来の級地よりも 引き下げ(D)
公務員の地域手当に準拠	358	272	86	3	83
複数隣接ルールを適用	48	47	1		1
完全囲まれルールを適用	29	18	11	1	10
広域連合ルールを適用	3	3			

2. 令和3年度改定で設定する特例の適用が見込まれる地域

隣接地域全てが高い(低い)自治体数 44(周囲が全て高い12、低い32) 当該地域よりも高い級地と複数隣接しており、その中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域がある自治体数 7

(参考)平成30年度改定において級地変更があった自治体数 48(引き上げ48、引き下げ0)

- (1) 平成27年度介護報酬改定において、「広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議より、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定」を認めたところであり、平成30年度から新たに広域連合を形成する地域も同様の取扱いとしている。
 - 2)経過措置を終了する30自治体のうち、広域連合の新設により従前(経過措置の値)と同じ値を設定する3自治体を除いている。